

福利厚生とくしま



令和4年度 健康ウォーキング講師 岩崎恭子氏



CONTENTS

令和5年度保健福祉事業等の概要	2	やすらぎの宿利用補助事業のお知らせ	12
QUPiO+ (クピオプラス) 登録&利用キャンペーン	4	ペンリレー Vol.17	13
特定保健指導を受けましょう!!	5	『個人型確定拠出年金 (iDeCo)』の事業主証明について	13
貸付金の制度について	5	退職手当について	14
こころのメンテナンスしていますか?	6	防ごう公務災害!	16
健康支援担当より	6	財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の 継続適用特例制度について	17
令和5年度も歯科健診を受けましょう	7	徳島県教職員住宅(県)	17
マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます!	8	互助組合に加入された任期付教職員の皆様へ	18
企画調整担当より	8	任期付教職員の方のカフェテリアプラン助成金申請について	18
被扶養者認定担当からのお願い	8	令和4年度 教育文化舞台公演事業	
3月末に退職される年金受給者(一般組合員)の方へ	9	「小林幸子&東京室内管弦楽団プレミアムコンサート」の御報告	19
ご存じですか 障害厚生年金について	9	互助組合からのお知らせ「カフェテリアプラン助成事業」	20
退職後の医療制度について	10	「カフェテリアプラン、ちょっと読んでみてよのコーナー」	22
個人情報の利用目的	11	「産後ババ育休取得促進助成金」	23
公立学校共済組合四国中央病院における メンタルヘルス事業のご案内	12	お知らせ 互助組合の貸付	24

発行／  公立学校共済組合徳島支部・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>

ご家庭にお持ち帰りください

公立学校共済組合徳島支部

検索

「福利厚生とくしま」は、徳島県総合教育センターの福利厚生ポータルにも掲載しています。

令和5年度保健福祉事業等の概要

福利厚生課では、令和5年度におきまして、次の保健福祉事業を実施します。
組合員の皆様の積極的な御参加、御利用をお願いいたします。

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康 管理 関係	1	人間ドック	30歳以上の組合員を対象に、人間ドックを実施する。 ・定年退職者は、優先的に配慮する。 2泊3日コース 四国中央病院 2泊3日 (170人) 個人負担 14,000円 1日コース 四国中央病院 1日 (150人) 2,300円 徳島赤十字病院 1日 (180人) 2,900円 沖の洲病院 1日 (1,270人) 3,100円 とくしま未来健康づくり機構 1日 (200人) 3,500円 (徳島県総合健診センター) 徳島検診クリニック 1日 (600人) 3,000円 阿南医療センター 1日 (60人) 4,400円 伊月健診クリニック 1日 (1,240人) 3,300円 ハウエツ病院 1日 (50人) 3,000円 徳島県鳴門病院 1日 (150人) 4,200円 徳島クリニック 1日 (30人) 3,000円 虹の橋病院 1日 (600人) 2,700円 碩心館病院 1日 (10人) 2,200円 岩城クリニック 1日 (20人) 3,000円 近藤内科病院 1日 (60人) 3,000円 徳島県農村健康管理センター 1日 (10人) 2,800円 徳島平成病院 1日 (40人) 2,800円 徳島健生病院 1日 (30人) 3,000円 たまき青空病院 1日 (50人) 2,900円 藍住たまき青空クリニック 1日 (50人) 2,900円 つるぎ町立半田病院 1日 (20人) 3,000円 水の都記念病院 1日 (30人) 2,900円 協立病院 1日 (10人) 1,900円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	2	脳ドック	40歳以上の組合員を対象に、脳ドックを実施する。 ・前年度受診者は申込みできません。 阿南医療センター 1日 (30人) 個人負担 5,000円 沖の洲病院 1日 (60人) 2,100円 徳島県鳴門病院 1日 (30人) 2,100円 伊月健診クリニック 1日 (50人) 1,000円 虹の橋病院 1日 (50人) 2,000円 徳島赤十字病院 1日 (20人) 4,300円 ハウエツ病院 1日 (10人) 1,800円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合
	3	被扶養配偶者ドック	30歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施する。(毎年受診可とする) 四国中央病院 沖の洲病院 徳島検診クリニック 伊月健診クリニック 虹の橋病院 たまき青空病院 藍住たまき青空クリニック	7月～1月	共済組合員の被扶養配偶者 (250人)	共済組合
	4	一般検診	短期組合員(非常勤職員)を対象に検診を実施する。	6月～	共済組合員	共済組合
	5	婦人がん検診	組合員を対象に、婦人がん検診を実施する。(県下指定医療機関 子宮頸がん・乳がん)	7月～11月	共済組合員	県 共済組合
	6	歯科健診	組合員を対象に希望者に対して歯科健診を実施する。 2,200人	8月～10月	共済組合員	共済組合
	7	PET-CT検査	がんの早期発見のための健康管理事業としてPET-CTがん検診を実施する。	6月～	共済組合員	共済組合 互助組合

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康づくり 関係係	8	メンタルヘルス・フレッシュ支援事業	新規採用教職員対象に研修時にメンタルヘルスの冊子を配布する。	年間	共済組合員	共済組合
	9	管理職メンタルヘルス相談料助成事業	職場内のメンタル不調者の主治医と管理職が面談した際の相談料を助成する。	年間	〃	〃
	10	職場訪問 カウンセリング事業	新規採用教職員に対し、職場への巡回カウンセリングを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする。	年間	〃	県 共済組合
	11	教職員相談事業	教職員の職場及び家庭生活における悩みの相談に応じ、その解決を支援することにより、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図り、福祉の充実に寄与する。このため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士、カウンセラー)を置く。(無料相談は年度内5回まで) また、学校に専門相談員等を派遣する「教職員相談事業出前講座」を実施。 この利用方法等についての詳細は、別途通知する。	年間	県費負担 教職員	県
	12	こころと体の リフレッシュ講座	日頃のストレスに対する知識を理解し、対処方法を取得するために講座を実施する。	年間	共済組合員	共済組合 互助組合
	13	メンタルヘルス 管理者支援講座	管理職等がカウンセリング能力、リスニング能力を身につけるための講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合
	14	健康づくりセミナー	組合員の生活習慣病の予防・解消を図ることを目的に開催し、生活改善を支援する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	15	介護講座	組合員(家族)を対象に介護に対する知識と実技を習得するための講座を開催する。(1回開催)	夏休み	共済組合員	共済組合
	16	健康増進施設利用	組合員とその被扶養者の健康増進施設として利用する。 ハッピー徳島(徳島・阿南・鴨島) OKスポーツクラブ(徳島市山城・北田宮・藍住・脇町)	年間	共済組合員 被扶養者	共済組合
	17	ヘルスアップ セミナー 講師派遣事業	10人以上の組合員が参加する研修会等へ主催者の要請により、講師を派遣し実践的なセミナーを行い組合員の健康づくりに貢献する。人数：要相談	年間	共済組合員	共済組合
文化・ 教養 関係係	18	健康ウォーキング	ウォーキングを生活習慣に取り入れることにより、運動不足を解消し、メタボリックシンドロームの予防と心身のリフレッシュを図る。	秋	共済組合員 100人	共済組合 互助組合
	19	教職員生涯生活設計 支援セミナー	生涯生活設計づくりの一助として、生きがい・健康・経済生活の側面から教職員のライフステージに応じた講座を実施する。セミナーの詳細については、別途通知する。	夏休み・2月	40歳以上の 教職員	県
	20	やすらぎの宿 利用補助	指定した宿泊施設で宿泊した場合、組合員のみ1泊につき(出張は除く)、3,000円を補助する。 ※年度内12回まで利用できる。(平成30年度より徳島市の千秋閣を追加しています)	年間	共済組合員	共済組合
	21	スポーツ・ レクリエーション大会	スポーツ大会等に助成する。	6月～12月	共済組合員	共済組合
	22	カフェテリアプラン 助成金	組合員が自主的・計画的に自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動等を行い現に費用を負担した場合に、1年に1人1回12,000円を限度に給付する。	年間	互助組合員	互助組合
	23	保育補助	出産した被扶養配偶者に対し保育用品を配付する。	年間	被扶養配偶者	共済組合
	24	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化舞台公演」	年1回	互助組合員 及び県民全般	互助組合
	25	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化の振興に関する事業助成」	年間	互助組合員	互助組合

「今だけ」お得なキャンペーンです！

クピオプラスを使って賢くお得に健康に、ぜひご利用ください!!



みんなの健康サポート(新規事業)

QUPiO+
クピオプラス

☑ 期 間 : 2023/ 3/31(金)



もれなく

500ポイント
プレゼント!

対象 : 期間中にQUPiO Plusに新規登録もしくは
ログインした方
※組合員資格を喪失された方は対象外です

QUPiO Plusのご登録は共済ホームページから

公立学校共済組合徳島支部

検索



QUPiO+
クピオプラス

初回登録方法のご案内

◆ まずは公立学校共済組合徳島支部のホームページにアクセス!

以下のURLまたはQRコードから、当組合のホームページにアクセスしてください。(スマートフォンからでも可)
続いてアクセス後、ページ下部にあるバナーをクリックしてください。

URLから <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>



QRコードから



“登録に必要なもの”

- 組合員証
- 登録用の“メールアドレス”
- 認証コード

お手元にご用意ください。
メールアドレスは、重複の登録ができません。
ご家族等で共用でメールアドレスをお使いの場合は、ご注意ください。



◆ 画面の案内に沿って登録! 「認証コード」は自宅に圧着はがきで届いています。

表示されたページ内の「認証コード発行画面はこちら」をクリックし、「認証コード」を発行します。
発行後は「認証コード」をコピーし、画面の案内に沿って登録を行ってください。



「認証コード発行画面はこちら」をクリックし、「認証コード」を発行します。発行後は「新規登録はこちら」をクリックしてください。



先発行した「認証コード」と「メールアドレス」を入力します。入力した「メールアドレス」に、確認メールが配信されます。



「組合員証」をご用意し、ご自身の情報やパスワード、秘密の質問の回答を設定します。登録完了後、すぐにお使いいただけます。

◆ QUPiO Plus専用歩数計アプリからもアクセス可能です!

QUPiO Plus歩数計アプリをインストールすると、QUPiO Plusに歩数の記録が連携されます。

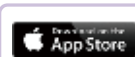


※上記はイメージです



QUPiO Plus歩数計アプリ

iTunes App StoreまたはGoogle Playから。
「クピオ」を検索し、アプリをインストール(無料)してください。



ios版をダウンロード



Android版をダウンロード



【お問い合わせ】

SOMPOヘルスサポート株式会社 QUPiO Plus サポート窓口

Email : support@qupioplus.jp

TEL : 0120-818-448 (月曜～土曜 9:00-18:00)

QUPiO+
クピオプラス



特定保健指導は、自己負担なしで受けられます。 案内が届いたら、初回面談を受けましょう。

- (注) 1 ただし組合員・被扶養者の資格を有している場合に限り、資格喪失後は利用できません。
2 特定保健指導については、以下を職務に専念する義務の免除の扱いとされます。
・指導に要する時間 ・指導のための往復に要する時間

区 分		実施する特定保健指導	特定保健指導利用券
組合員の方	人間ドック受診時に初回面談を受けられる方	人間ドック受診機関での特定保健指導当日実施	発行されません
	上記以外の方	学校訪問型特定保健指導	
	実施機関を御自身で決められている方	実施機関を選択し予約しての特定保健指導 (機関リストは利用券に同封)	発行されます
被扶養者の方			

高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病は、自覚症状がないままに進行することが特徴で、発病すると完治が難しい病気です。放置すると、日本人の死因の上位である心疾患(心筋梗塞・心不全)や脳血管疾患(脳梗塞・脳出血)などの危険性も高まります。

健診結果で異常が見られた「今の段階」で生活習慣の改善に取り組むことで予防することができます。

共済組合では、SOMPOヘルスサポート株式会社に特定保健指導を委託しています。ご自身の都合のよい場所(職場・自宅など)、都合のよい時間に保健師や管

理栄養士等が出向き、保健指導を行います。(時間は20分程度で、土・日・祝日も可能です。)

自己負担は無料です。

時間のない忙しい先生にも対応できるようにしていますので、この機会にぜひご利用ください。

人間ドック受診当日、その医療機関で保健指導を勧められた場合は、受診するようお願いします。

※初回面談を受診いただいた方には記念品をご用意しております。



公立学校共済の貸付は、費用・利便性・安心の面で皆様に選ばれています

費用

- ☆ **担保、保証人、保証料は不要**
- ☆ お申込みや、繰上げ返済など**手数料はすべて無料**

利便性

- ☆ 返済は**給料からの控除**でうらくらく
- ☆ **ボーナス併用返済**も選べます
- ☆ **一部・全額繰上返済**も可能
- ☆ 原則、**職場で手続きが完了**

安心

育児・介護休業を取得したときは、その期間中の**返済を猶予**できます

貸付の種類	こんなときに使えます	お借入れ限度額	利率(年利)	返済期間
一 般	車の購入、海外旅行費用、引越し費用等、さまざまな臨時の支出に	200万円	1.32%	10年以内
住 宅	新築、リフォームなどに	1800万円 (注1)		30年以内
教 育	授業料、入学料、通学のために転居した場合のアパート代(1年分)・引越し費用・家具代などに	550万円		20年 10カ月以内

(注1) 1800万円までの範囲で、申込時の組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額となります。

お問い合わせ先／健康支援・貸付担当 TEL (088) 621-3179 まで

こころのメンテナンスしていますか？

～セルフチェックをしましょう！～

徳島県教育委員会では、「徳島県教職員の心の健康づくり計画」に基づき、「普段の予防」「早期発見」「再発防止」の3段階に体系化したメンタルヘルス対策を推進しています。

みなさん自身がメンタル不調の兆しに早期に気づき、専門家の助言等を受けることが重要であることから、心の健康状態を自己点検するツールを紹介します。

定期的なセルフチェックにご活用ください。

○厚生労働省「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



・5分でできる職場のストレスセルフチェック(こころの耳)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>



・働く人の疲労蓄積度セルフチェック(働く人用)(こころの耳)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>



必要であれば、相談事業を予約し、こころの健康づくりのための助言を得ましょう。

ストレスを
ためないための
心がけ

●気分転換になる自分に合ったセルフケアを！

しっかり休む 書き出す 汗をかく(動く) 泣く(感動する)

●気の許せる家族や友人、同僚に気持ちを話してみましょう！

●保健師、臨床心理士等のメンタルヘルス相談事業を利用しましょう。

教職員のメンタルヘルス対策のお問い合わせは……

徳島県教育委員会福利厚生課厚生健康担当

電話 088-621-3178

健康支援担当より

＊ 令和4年度 婦人がん検診の結果 ＊



令和4年度婦人がん検診の結果は、次のとおりとなりました。

婦人がん検診全般の総合判定(要精密検査+要治療)は全体の5.4%となり、昨年度より0.7%減少し、検査項目別での子宮頸がんの総合判定(同)は全体の2.3%となり、昨年度より0.1%増加しました。

また、乳がんの総合判定(同)は全体の11.2%となり、昨年度より2.2%減少しました。

※要精密検査となった方につきましては、必ず医療機関で受診してください。

■実施結果

区 分	検査人員	A 著変なし		B 経過観察		C 要精密検査		D 要治療	
		人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%
子 宮 細 胞 診	344	332	96.5	4	1.2	8	2.3	0	0.0
乳 腺	179	148	82.7	11	6.1	20	11.2	0	0.0
計	523	480	91.7	15	2.9	28	5.4	0	0.0

令和5年度の人間ドック等の募集について

先般、令和5年度の人間ドック等の募集をいたしました。脳ドックの対象年齢は40歳以上となります。

応募多数のため、検診機関の定員を超えた場合、抽選となり第2・第3希望の検診機関になることがありますので、ご了承ください。

令和5年度も歯科健診を受けましょう

糖尿病、高血圧症、心臓病といった生活習慣病に共通しているのは、初期段階では本人にあまり自覚症状がないことです。このような病気のことを、サイレント・ディーズ（静かな病気）と呼んでいます。生活習慣病のひとつである歯周病もその仲間です。気がついたときには、かなり進行しているケースが多いのです。令和5年度も是非、歯科健診を受診してください。

令和4年度の歯科健診の結果が、まとまりましたのでお知らせします。

今年度は、1,681名の方が受診されました。

歯科健康診査結果集計表

健診者数

区 分	総 数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
男	403人	42人	83人	82人	196人
女	1278人	126人	251人	338人	563人
計	1681人	168人	334人	420人	759人

診査1 歯の状況（各年齢者級の平均歯数）

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
現在歯数	28.4本	28.7本	28.4本	27.7本
健全歯数	21.5本	19.1本	15.9本	12.9本
未処置歯数	1.0本	0.8本	0.5本	0.6本
処置歯数	5.9本	8.7本	12.0本	14.3本
欠損歯数	0.0本	0.1本	0.2本	0.6本
DMF	6.9本	9.6本	12.7本	15.5本



診査2 歯肉の状況（歯肉出血BOP）

0	健全	772人	45.9%
1	出血あり	909人	54.1%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

診査4 口腔清掃状態

1	良好	621人	36.9%
2	普通	925人	55.0%
3	不良	110人	6.5%

診査3 歯周病の状況（歯周ポケットPD）

0	健全	823人	49.0%
1	浅いポケット4～5mm	693人	41.2%
2	深いポケット6mm以上	165人	9.8%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

診査5 歯石の付着

1	なし	316人	18.8%
2	軽度あり	1084人	64.5%
3	中等度以上あり	189人	11.2%

【判定区分】（重複）

1 異常なし 318人 18.9%

2 要指導 890人 52.9%

a	出血1かつ歯周ポケット0	270人	16.1%
b	口腔清掃状態不良	65人	3.9%
c	歯石の付着あり（軽度、中等度以上）	671人	39.9%
d	歯科医療機関の受診状況等指導を要する	8人	0.5%

2 要精密検査 775人 46.1%

a	歯周ポケット1	336人	20.0%
b	歯周ポケット2	110人	6.5%
c	未処置歯あり	456人	27.1%
d	要補綴歯あり	10人	0.6%
e	詳しい検査や治療を要する	6人	0.4%
f	その他の所見あり	6人	0.4%

要精密検査と判断された方は、全体の46.1%でした。

要精密検査と判断された方は、必ず歯科医院で受診してください。

マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます！

こ～んなに便利！マイナンバーカード

NEW!

健康保険証
として使える！

確定申告でも
医療費通知情報を
カンタン連携



行政手続きも
オンラインで

NEW!

新型コロナワクチン
接種証明書の
電子交付にも利用！

本人確認書類
として使える

NEW!

薬剤情報や
特定健診情報等が
マイナポータルで
確認できる！

住民票の写しなども
コンビニで
カンタン取得

詳しくは **マイナンバーカード** で検索！
デジタル庁作成 (R3.11)

企画調整担当より

●令和5年度掛金・負担金の割合等（見込）

（単位：千分率）

短期（福祉事業に係る率を含む。）					介護				厚生年金保険				
・ 対標準報酬月額 ・ 対標準期末手当等		掛 金	負 担 金		・ 対標準報酬月額 ・ 対標準期末手当等		掛 金	負担金	・ 対標準報酬月額 ・ 対標準期末手当等		掛 金	負 担 金	
		一般組合員	地方公共団体	（育児休業者）			一般組合員	地方公共団体			一般組合員	地方公共団体	（育児休業者）
計		48.01	48.11	0.10	計		8.00	8.00	計		91.50	132.4	40.90
内 訳	短期	46.60	46.60		内 訳	介護	8.00	8.00	内 訳	保険料	91.50	91.50	
	育休・介護公的負担		0.10	0.10						基礎年金公的負担		40.90	40.90
	福祉	1.41	1.41										

（単位：千分率）

退職等年金			経過的長期	
・対標準報酬月額 ・対標準期末手当等		掛 金	負担金	負担金
		一般組合員	地方公共団体	地方公共団体
計		7.50	7.50	0.0990
内訳	退職	7.50	7.50	公務等給付負担金 0.0990

被扶養者認定担当からのお願い

◎ 被扶養者の収入に注意してください。

被扶養者の収入が認定基準額を上回った場合、認定取消となりますので組合員の方は日頃から被扶養者の収入を把握していただくようお願いします。下記は認定取消になった主な例になります。

- ① 給与収入が3か月連続で認定基準額を上回った ※控除する前の総支給額を収入とみなします。
- ② 年間収入が130万円以上（公的年金受給者は180万円以上）となった
※事業所得等における必要経費については、租税公課、減価償却費等は控除の対象となりませんので気を付けてください。

資格確認の結果、遡及して認定取消になったケースが増えてきています。資格喪失日以降に医療機関に受診されていた場合は、公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費を返還していただくことになりますので、被扶養者が認定要件から外れたことが分かれば速やかに認定取消の手続きを行うようお願いします。



◎ 令和5年4月1日より被扶養者の認定要件が一部変更となります。

制度改正に伴い被扶養者の認定要件が一部変更となり、次の①又は②に該当する方は認定基準額が年間130万円ではなく年間180万円となります。(60歳以上の公的年金受給者及び障害年金受給者の認定基準額は、これまで通り年間180万円に変更ありません。)

- ① 障害年金を受給していないが、受給要件に該当する程度の障害を有する者 ② 60歳以上の者

◎ 事業所得等における必要経費について

当支部の被扶養者認定における事業所得等の必要経費の考え方は税法上とは異なります。控除の可否については、以下の表のとおりになりますので、参考にしてください。

事業所得等がある場合の必要経費として控除できる主な経費一覧表

■ 営業所得

項 目	控除可否
売上原価	○
給料賃金	○
外注工賃	○
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	○
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	○
水道光熱費	○
旅費交通費	○
通信費	○
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	○
消耗品費	○
福利厚生費	×
雑費	△

■ 農業収入

項 目	控除可否
雇入費	○
小作料・賃借料	○
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼育費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	○
動力光熱費	○
作業用衣料費	○
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	○
土地改良費	○
雑費	△

(○は控除可、×は控除不可、△は個々に判断)

■ 不動産収入

項 目	控除可否
給料賃金	○
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	○
借入金利子	×
租税公課	×
損害保険料	×
修繕費	○
雑費	△

※表にないその他の項目があれば、個々に判断を行います。

※青色申告特別控除額・専従者給与は控除の対象外となります。

3月末に退職される年金受給者(一般組合員)の方へ

現在、在職中の年金受給者の方が、3月末に退職し「年金改定請求書」を提出されますと既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加え、その期間の給料情報を登録して年金額の改定を行いますと、年金の支給停止が解除されます。

支給停止が解除され年金が支給されるのは、8月中になる予定ですので、6月の定期支給においては、在職停止が解除されていない情報となります。また、退職後にお勤めされ被用者年金制度に加入された方は、引き続き在職停止がかかりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

ご存じですか 障害厚生年金について

障害厚生年金は、病気やけがなどにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。(在職中でも支給できます。※)

<支給要件>

①初診日

障害の原因となった傷病について初めて医師や歯科医師の診療を受けた日において組合員(短期組合員を除く)であること。

②障害認定日

原則として初診日から1年6月を経過した日において障害等級(障害者手帳の等級とは異なります。)の1級から3級の状態にあること。

③保険料の納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あること。

※経過職域加算部分は、在職中は全額支給停止されます。

退職後の医療制度について

退職後、現在使用している組合員証及び被扶養者証は使用できなくなります。

再就職しない（再就職しても保険制度がない）場合は、次の①～③のいずれかの医療保険制度を選択して新たに加入する必要があるため、事前に加入先へお問い合わせ下さい。

① 公立学校共済組合の任意継続組合員

当共済組合の組合員であった者の申し出により、引き続き共済組合の組合員資格を有し、在職中とほぼ同様の短期給付が受けられる制度です。

☆任意継続組合員になるには

- (1) 退職の日の前日まで、引き続き1年を越えて組合員であった者は、希望すれば2年間公立学校共済組合に任意継続組合員となって、現職当時とほぼ同様の短期給付が受けられます。
- (2) 任意継続組合員となるための申し出をする者は、「任意継続組合員申出書」を提出し、退職の日から20日以内に掛金を払い込めば、任意継続組合員証を自宅に送付します。
現在使用中の組合員証等は退職後、福利厚生課の給付・年金第一担当まで返送してください。

※ 被扶養者の取消等が生じた場合は、速やかに申し出てください。

※ 令和4年10月1日に新たに共済組合短期組合員資格を取得した組合員については、取得日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった期間は通算され、1年を越えた期間となった場合は、任意継続組合員となる要件を満たすこととされます。

例 ～R4.3.31（共済組合一般組合員）
 R4.4.1～R4.9.30（協会けんぽ）
 R4.10.1～R5.3.31（共済組合短期組合員）

☆任意継続組合員の資格の喪失

任意継続組合員が次のいずれかに該当することとなったときは、その翌日（(4)に該当することとなったときはその日）からその資格を喪失することになります。

- (1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき。
- (4) 就職先の健康保険の資格を得たとき。
- (5) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

② 国民健康保険

退職後、14日以内に居住している市町村の国民健康保険担当課で手続きをしてください。

③ 家族が加入している医療保険の被扶養者

認定を受けようとする家族の勤務先に事前にお問い合わせし手続きをしてください。

給付・年金第一担当 Tel (088) 621-3176

公立学校共済組合徳島支部で保有する個人情報の利用目的

徳島支部が行う地方公務員等共済組合法の規定に基づく事業を実施するに当たり、徳島支部が組合員等から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。

資格関係

- 組合員及びその被扶養者の資格取得、掛金等の管理に係る事務
- 任意継続組合員の資格及び掛金等の管理に係る事務
- 国民年金第3号被保険者に関する届出に係る事務
- 情報ネットワークシステムに係る事務

短期給付関係

- 法定給付及び附加給付の裁定の実施に係る事務
- 医療費通知（組合員、被扶養者を合わせた）の実施に係る事務
- 第三者行為に係る医療費の損害保険会社への求償に係る事務
- 公務災害に係る医療費の地方公務員災害補償基金への求償に係る事務
- ジェネリック医薬品軽減額通知

長期給付関係

- 年金額決定に係る事前書類整備等に係る事務
- 退職一時金等支給状況の確認に係る事務
- 年金額算定の基礎となる給料等記録簿等作成に係る事務

保健福祉事業関係

- 特定健康診査等事業に係る事務
- 人間ドック等健診事業の実施、運営に係る事務
- データヘルス計画に係る事務
- 健康等に係る講座の実施に係る事務
- 保健福祉事業の各種給付、補助金の交付、資料配付の実施に係る事務
- 福祉保険制度又はアイリスプランに係る事務

貸付関係

- 申込みに係る書類の審査及び決定に関する事務
- 貸付金の管理及び償還に係る事務
- 貸付保険事故の保険金請求に係る事務
- 団体信用生命保険の加入、脱退、請求等に係る事務
- 債務返済支援保険の加入、脱退、請求等に係る事務
- 抵当権抹消に係る事務
- 民事再生、破産手続に係る事務

前述に付随する事務

その他事業を実施するために必要な事務

個人情報の提供

徳島支部では、従来から組合員の便宜を図るために、関係機関へ個人情報を提供しています。

- 特定通帳発行事務に係る金融機関への情報の提供
- 一般財団法人徳島県教職員互助組合の事業実施に必要な情報の提供
- 日本年金機構への組合員等の資格関係に係る情報の提供

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付（公的年金）および短期給付（健康保険）を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)



ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。

老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額（約1/4相当）に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険)の補完



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、**収入が減少する部分を補完**することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、**医療費の自己負担部分を補完**することができます。



特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、**闘病資金を確保**することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完



元気づくり サービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、**各種サービス**を受けることができます。

福祉保険制度は退職（組合員資格喪失）後も継続可能です（傷病休職給付金を除く）。手続き資料は、6月～7月頃所属所宛てに送付予定です。
制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ（福祉保険制度専用ホームページ）に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02

公立学校共済組合四国中央病院におけるメンタルヘルス事業のご案内

メンタルヘルス相談

<http://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/mental.html>



面接を通し、担当相談員が気持ちの整理のお手伝いをします。

仕事のこと、プライベートのこと、不安や様々なストレスについてお話いただくことで、メンタルヘルスの不調を防ぐことを目的としています。愚痴もOKです。

面接内容を外部に知られることはありません。お申込みは、支部、職場を通す必要はありません。

対象者：公立学校共済組合員および被扶養者の方

料金：無料 対面相談の場合は公立学校共済組合から規程の交通費助成があります。

時間：50分程度

申し込み方法：完全予約制です。対面相談の場合は直接お電話下さい。オンライン相談の場合はHP内メールフォームにてお申込み下さい。

職場復帰支援プログラム

<http://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/hukki.html>



メンタルヘルスの問題で病休、休職中の学校関係者が対象です。

週1回、認知行動療法やロールプレイ、レクリエーション活動など様々なプログラムを通して、現場復帰に向け、病状の回復を図るとともに、休職に至った過程を振り返り、ご自分に必要な再発予防策を一緒に見つけていきます。プログラムの詳細などはお気軽にお問合せ下さい。

対象者：公立学校共済組合員である教職員

実施日：金曜日・教員 水曜日・教員以外の学校関係者 9：30～15：30

費用：おおむね1回あたり再診料220円程度ですが、文書料が加算される場合があります。規程により交通費助成があります（詳細は利用時にご説明します）。

参加期間：基本は3か月ですが、休業期間に合わせることは可能です。



公立学校共済組合

四国中央病院

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町2233

電話でのお問い合わせ 0896-58-3515(代表)メンタルヘルス係

受付時間 月～金(祝祭日を除く)9:00～17:00

やすらぎの宿 利用補助事業のお知らせ

利用補助回数が年間上限12回までとなります

- ・今まで補助回数に制限はありませんでしたが、令和5年度より年間の利用補助回数が12回までとなります。
- ・補助回数が12回を超えると、それ以降は補助を受けることができません。

年間利用回数管理のため、補助券発行についても、従来の紙媒体での発行ではなく、WEBシステムを利用した発行方法に移行する予定です。

WEBシステムの詳細については、おってお知らせいたします。

「駐車場係から見たインターハイ」

今年の夏、教員の人生で初めて駐車場係を経験した。そのデビューは酷暑の7月25日、徳島で行われたサッカーのインターハイ、入田会場だ。当日は、前年度優勝の青森山田高校の試合や地元徳島市立高校の試合など注目校の試合があり、マスコミ関係の方や、応援の保護者の方の車で臨時駐車場まで埋め尽くされ、シャトルバス乗り場にも行列ができる程だった。駐車場係は、各校から招集された高校教員7人。初任からベテランの先生、ラグビーやバスケの先生など、見るからに運動のできそうな男性の先生方と、運動経験ゼロの明らかに荷物の私だった。初対面のメンバーだったが、自然にリーダーシップをとってくださる先生、途中参加だった私に今までの流れやコツを教えてくださいと先生、わざわざ飲み物を配ってくださった会場責任者の先生もいた。当日は臨時駐車場まで満杯で、頭を下げたお客様に駐車場所を移動してもらうことも多く大変だったが、きつい仕事を通して自然とチームワークが生まれてきたように感じた。当日、事故がなく一日終えられたときには、達成感と喜びの気持ちでいっぱいだった。業務の

合間には、青森から孫の応援に車で来られていたおじいさんとおばあさんや、女子の決勝を見に東京からバスで15時間かけて来られた保護者の方などと話をする機会もあり、家族のスポーツにかかる想いの大きさにも感動した。さらに、女子決勝の勝利の瞬間を見ることができた時には、真剣勝負を乗り越え、歓喜する高校生と一緒に喜ぶ監督の姿を見て本当に爽やかな気持ちになった。スポーツは「する人」「見る人」「支える人」で成り立つといわれるが、今回「支える」経験をさせていただき、スポーツの魅力が少しわかったような気がする。そしてサッカーファンになってしまった。このインターハイに備えて、自分の日常業務に加えて一年以上前から大会運営に携わってきた先生方が沢山いる。また、大会終わりには、わざわざ専門部長の先生からお礼状までいただいた。徳島のインターハイ準備に関わった方々には本当に頭の下がる思いだ。そして私にとって今年の夏の大きな思い出となった。

次は、山川中学校の^{やすともたかのり}安友孝宣先生、お願いします。

『個人型確定拠出年金 (iDeCo)』の事業主証明について

個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入する際には、事業主の証明が必要です。

県費教職員 (公立学校共済組合 (長期) 組合員) の方は、福利厚生課で事業主証明を行いますので、下記の1～5に記載の提出書類を退職手当・公災担当へ送付してください。

福利厚生課へ提出するもの

- 1 様式「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用)」
※金融機関から様式を入手してください。
- 2 公立学校共済組合員証の写し
- 3 基礎年金番号の分かる書類の写し
例) 年金手帳、基礎年金番号通知書、ねんきん定期便 等
- 4 様式「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」
- 5 様式「個人型確定拠出年金加入者について (提出)」

※ 人事異動により教育委員会 (公立学校共済組合) に転入された方のうち、iDeCoに加入済の方は、事業主が「徳島県教育委員会」に変更となりますので、事業主変更の手続きをしてください。(手続きに必要な書類については、新規加入と同様です。)

※ 上記の様式は徳島県立総合教育センターHP「福利厚生ポータル」に掲載しています。

【問い合わせ先】 退職手当・公災担当 ☎ 088-621-3177

退職手当について

1 退職手当の計算方法

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職日給料月額} \times \text{支給率)} + \text{調整額}$$

↑
(退職事由別・勤続年数別支給割合 × 調整率)

◆ 退職事由と勤続期間に応じた支給率

勤続 期間	退 職 事 由			勤続 期間	退 職 事 由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
1年	0.5022	0.837	0.837	31年	35.7399	35.7399	42.31035
2年	1.0044	1.674	1.674	32年	36.7443	36.7443	43.81695
20年	19.6695	19.6695	24.586875	33年	37.7487	37.7487	45.32355
21年	21.3435	21.3435	26.260875	34年	38.7531	38.7531	46.83015
22年	23.0175	23.0175	27.934875	35年	39.7575	39.7575	47.709
23年	24.6915	24.6915	29.608875	36年	40.7619	40.7619	47.709
24年	26.3655	26.3655	31.282875	37年	41.7663	41.7663	47.709
25年	28.0395	28.0395	33.27075	38年	42.7707	42.7707	47.709
26年	29.3787	29.3787	34.77735	39年	43.7751	43.7751	47.709
27年	30.7179	30.7179	36.28395	40年	44.7795	44.7795	47.709
28年	32.0571	32.0571	37.79055	41年	45.7839	45.7839	47.709
29年	33.3963	33.3963	39.29715	42年	46.7883	46.7883	47.709
30年	34.7355	34.7355	40.80375	43年	47.709	47.709	47.709

(注1) 「公務外傷病」は、私傷病のうち、厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合をいいます。

(注2) 年度途中退職について

①勤続期間が11年以上で定年に達した日以後、定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用されます。

②応募認定退職予定者が、「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失います。

2 調整額の考え方

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月毎に属していた調整額の区分に応じて定める額のうち、額の多いものから60月分の合計額を算定します。

◆ 調整額区分表

調整区分 調整月額 (円)		第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500			第6号 27,100	第7号 21,700
行政職	給料表	9級	8級	7級	6級	5級			4級	3級
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級 (左記以外)	4級			3級	2級
	期末勤勉役職加算									5
	管理職手当	1種	2,3種	4種	左記以外					
医療職 (二)	給料表		8級	7級	6級	5級 ※ H19.4 ~ H28.3 は 5級 (課長補佐級)			5級 (左記以外)	4級、3級
教育職	給料表		4級	4級	4級 (左記以外)	3級	特2級	2級 (在職30年以上)	2級 (左記以外)	2級 1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10	5 5
	管理職手当		4種	4、5種	6種					
技能労務職	給料表								5級	4級

(注1) 短期勤労者は、次のとおり調整額が制限されます。

①勤続1年以上4年以下の自己都合以外の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は半額。

②勤続9年以下の自己都合退職者は加算額ゼロ。

(注2) 休職期間等は、除算期間と同様に、算定対象期間から除算。

3 計算例（概算）

退職事由	定年退職
退職時年齢	60歳（勤続35年）
退職時給料月額	417,248円（教職調整額含む）
支給率	47.709
調整額	調整額区分5号適用5年の場合
○基本額	417,248円×47.709＝19,906,484.832円
○調整額	32,500円×60月＝1,950,000円
◎退職手当額	19,906,484.832円＋1,950,000円＝21,856,484円 ※1円未満切捨て

（注）退職手当額から控除される税金等
 ・退職手当にかかる所得税及び住民税（県民税・市町村民税）
 ・給与から毎月控除している住民税の残額（3月末退職の場合は4・5月の2か月分）
 ・共済組合・互助組合貸付金残高がある場合は、当該貸付金残高等

4 臨時的任用職員・会計年度任用職員の退職手当について

地方公務員法等の一部改正に伴い、徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第15号）が令和2年4月1日から施行されました。

これにより、令和2年4月1日以降に採用された臨時的任用職員及び会計年度任用職員の退職手当の取扱いは、次のとおりとなっております。

- ①臨時的任用職員
正規職員と同様（**6月以上**勤務後支給対象となる）
- ②会計年度任用職員（フルタイム任用）
正規職員と同じ勤務時間で**勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えた**場合、退職手当条例の適用対象となる。
 ※1）勤務月数が6月を超えない場合は支給されない。
 勤務月数が6月を超えた場合は、退職事由、勤務月数等に応じて支給される。
 〔計算方法〕退職手当額＝退職日給料月額×支給率×1／2（※2）
 ※2）勤務月数が6月を超え12月以下の場合は、令和元年改正条例附則第3項の規定により、1／2を乗じる。
- ③会計年度任用職員（パートタイム任用）
退職手当条例適用対象外

※臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方の請求方法

発令されている辞令が途切れた場合に6月以上の勤務実績がある場合は、徳島県立総合教育センター福利厚生ポータルから**様式をダウンロードし**、所属を経由して、すみやかに、退職手当を福利厚生課まで請求してください。

注意：臨時的任用職員の場合

6月以上とは………例）令和4年4月30日～令和4年9月1日

会計年度任用職員の場合

6月を超えるとは………例）令和4年4月1日～令和4年10月1日

5 退職手当請求様式、簡易計算シートをダウンロード！

徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

【ID】teacher 【パスワード】kokorook

徳島県立総合教育センターHP「福利厚生ポータル」に退職手当の試算ができる「退職手当簡易試算シート」を掲載していますので、ご利用ください。

6 定年引上げ後の退職手当について

国家公務員法等及び地方公務員法の一部改正を受け、徳島県では令和4年10月、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」（令和4年徳島県条例第41号）及び「徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例」（令和4年徳島県条例第45号）が公布（令和5年4月1日施行）されました。

これらにより、定年は、現行の60歳（技能労務職員は63歳）から、段階的に65歳まで引き上げられます。

定年引き上げ後、60歳（技能労務職員の場合は63歳。以下同じ。）に達した職員の退職手当については、次の①～③が措置されます。

- ①定年引上げに伴い、60歳超の期間の給料月額が減額（60歳前の7割水準）される職員に対し、退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）を適用する。
- ②60歳に達した日以後最初の3月31日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。
- ③特定日（職員が60歳に達した日以後最初の4月1日）以後、7割水準の給料月額となる職員の退職手当については、当分の間、実際に退職した日における退職手当額と、特定日の前日に退職したものとする退職手当額（※）を比較し、多い方の額を支給する。
 （※）実際に退職した時点の条例に基づき、実際の退職と同一の事由で退職したものとして計算。

防ごう公務災害！

～不注意・過信が想定外の大ケガに～

1. 注意一秒怪我一生

- ◆ 教職員の「通常業務」には、多くの危険が潜んでいます。
(例：準備、後片付け、指導や接触がきっかけとなる事故、スポーツ時の急激な動作の反動他)
- ◆ ケガによっては、後遺症や障害が残る場合もあります。
- ◆ 職場全体で、現場の安全を確保できるよう、事故の未然防止対策を講じるとともに、職員個人が、危険感受性を磨き、事故を防げる行動を取りましょう！



3. こんな時に注意！

●作業中

作品掲示・教室美化作業中、ロッカー・生徒用机・椅子の上でバランスを崩し転落

●校内移動中

教材を抱えて階段を降りようとしたところ、足を踏み外して転落

敷地内の段差につまづき転倒

教室の児童・生徒の机の間にある手提げかばんに足をとられて転倒

●運動中

体育、部活動、運動会等の指導中、踏ん張り・踏み込み・軸足回転した際に腱断裂

3. 公務災害を防ぐには？

- ①高所作業では脚立を適切に使用するなど、安全を確保した上で作業を行いましょう。
- ②階段では持つ荷物を少なくして視野を確保し、足下に注意して上り下りしましょう。
- ③運動の種目特有の危険性を理解し、運動にあった準備運動を十分に行いましょう。
- ④加齢などによる体力や筋力の低下を意識して、ウォーキングや体操などの運動に取り組みましょう。
- ⑤「気をつけて!」だけでは事故を防止できません。
簡易スロープで段差を解消するなど、管理面でハード対策を検討しましょう。

4. 災害が発生したら事故報告！

公務（通勤）災害が発生

・公務（通勤）に起因するか否か判断に迷う場合はご相談ください。

医療機関受診時「公務上の負傷」であることを申し出る

- ・できる限り、当日中に医療機関で必要な治療を受けましょう。
- ・共済組合員証は使用できません。

速やかに福利厚生課へ連絡！

- ・「事故報告」の写しを福利厚生課へ送付
- ・公務（通勤）災害認定請求様式を「福利厚生ポータルサイト」からダウンロード

療養中は自己の判断で転院しない

- ・医師の指示、紹介状が無い場合、療養費を補償できない場合があります。



徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

[ID] teacher [パスワード] kokorook

地方公務員災害補償基金徳島支部

検索

補償制度、様式（認定請求・療養補償・治ゆ関係）及び記入例等を掲載しています。
公務（通勤）災害に関するご相談・ご質問は、福利厚生課までご連絡ください。

財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の継続適用特例制度について

1 制度概要

3歳に達するまでの子に係る育児休業等の取得者は、事前に所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続することが可能です。

2 対象となる方

育児休業等の取得により、定期的な払込が2年以上中断する可能性のある方

※勤務所属を通じた事前の手続が必要です。（育児休業等開始日後の提出は不可）

※払込の中断期間が2年以内であることが確実な方は、手続不要（自動中断）です。

※産前産後休暇（特別有給休暇）中は、控除可能です。

※職場復帰直後の払込再開（給与からの控除）が必要です。



3 手続方法（福利厚生課扱い分）

- ◇書類提出先 勤務所属 → 福利厚生課 → 契約金融機関
◇提出書類①～④ ②③は金融機関の所定様式ですので、事前に契約金融機関にご確認ください。

- ① 財形（年金・住宅）貯蓄控除預入等依頼書（※県所定様式。各金融機関で入手可。）
② 育児休業等をする者の財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書
③ 関連様式（※金融機関により異なる）
④ 育児休業等を取得することを証明できる書類の写し

- ◇福利厚生課への提出期限 次の異動日が属する月の前月10日頃
Ⅰ 育児休業等取得時 育児休業等の開始日
Ⅱ 育児休業等の期間変更時 当初の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日
Ⅲ 職場復帰時 復職日

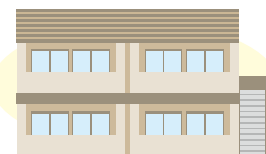
手 続 時 期	提 出 書 類
Ⅰ 育児休業等取得時	①・②・④は必須、必要に応じて③
Ⅱ 育児休業等の期間変更時	①・②・④は必須、必要に応じて③
Ⅲ 職場復帰時	①は必須、必要に応じて②・③
Ⅱ→Ⅰ 育休中に妊娠し、引き続き産育休に入る場合	①・②・④は必須、必要に応じて③ ※2度手続が必要（産休取得（期間変更）→育休取得）

【お問い合わせ・書類提出先】徳島県教育委員会福利厚生課【電話 088-621-3175】

徳島県教職員住宅（県）

入居できる方

- ① 徳島県教職員及びその家族 ② 県費負担教職員及びその家族
③ 他部局職員及びその家族 ④ 会計年度任用職員及びその家族（外国語指導助手、非常勤講師等）



徳島県教育委員会が所有している教職員公舎の空室状況の確認や入居申込みについては次の管理校までお問い合わせください。

団地名・所在地	管 理 校	電 話 番 号
柳島団地（阿南市）	富岡西高等学校	0884-22-0041
日和佐団地（美波町）	阿南支援学校	0884-22-2010
石井団地（石井町）	名西高等学校	088-674-2151
海南団地・穴喰団地（海陽町）	海部高等学校	0884-73-1371
三加茂団地（東みよし町）	池田高等学校	0883-72-1280

【問い合わせ先】厚生健康担当 ☎ 088-621-3178



互助組合に加入された 任期付教職員の皆様へ



● 互助組合とは

正式名称は「一般財団法人徳島県教職員互助組合」という団体で、事務局は徳島県教育委員会福利厚生課内にあります。互助組合は同じ課内にある公立学校共済組合徳島支部の組合員等で組織することになっており、共済組合加入時のみ互助組合に加入することができます。

事業内容としては、主に医療費給付など公立学校共済組合徳島支部の補完的な事業を行ったり、独自の事業としてはフルタイムの組合員へのカフェテリアプラン助成金の給付、学校や団体への助成金交付、教育文化舞台公演の開催など行っています。

詳しくは互助組合ホームページ (<http://www.toku-kyougo.or.jp>) や「教職員福利厚生のしおり」を御覧ください。

● 掛金は

(給料月額+教職調整額+地域手当) × 7 / 1000

※掛金の上限は2,100円です。

県費教職員の方は、給与明細の「互助(他)」の欄に控除金額が記載されています。(加入日によっては1月遅れで控除されることもあります。)

給料が月額以外の組合員の掛金は一律 700 円 / 月です。

● 正規教職員との 事業内容等の違いは

ほぼ正規教職員と同じ給付内容となります。

ただし、給料が月額以外の方(掛金月額700円の方)はカフェテリアプラン助成金のみ対象外です。

任期付教職員の方のカフェテリアプラン助成金申請について

任期付教職員かつ給料が月額の方はカフェテリアプラン助成金の申請ができます!

申し訳ございませんが、給料が月額以外の方(掛金月額700円の方)はカフェテリアプラン助成金の対象外となります。

※任用期間により上限額、添付書類が変わってきますので御注意ください。

※一会計年度につき申請できるのは1回限りです。

今年度の取扱(昨年度から変更なし)

昨年度及び当該年度における任用期間が申請時に1年以上である場合は辞令書などの写しの添付は不要。満額給付またはカタログ申請可能。(共済組合加入で互助組合のみの未加入であった期間がない方に限る)

ただし、今年度からの任用で任用期間が1年以下の場合は辞令書等の写しの添付が必要であり、互助組合加入月数×1,000円の給付とする。

※年度途中で勤務校が変わった、互助組合未加入期間があるかも…など御不明の点がありましたらお問い合わせください。

〈注意事項〉

- ◆互助組合の加入・脱退は、共済組合の加入・喪失時(組合員証番号変更時)だけ可能です。
=任意での途中加入・脱退はできません。
- ◆互助組合に加入の方で、年度途中で退職された後に再度任用された方は、互助組合に加入するとみなします。
- ◆その月に1日でも任用されていれば、掛金をいただいております。=1か月分申請可能
例: R5.5.31 から R6.1.18 まで任用 → 9か月分申請可能
- ◆互助組合加入期間内に活動及び支払いを完了したものが助成対象です。
- ◆**カタログギフト**の申請ができる方
 - ・昨年度から1年以上組合員である方(かつ、共済組合加入で互助組合のみの未加入であった期間がない)
 - ・今年度12か月任用される見込みの方(辞令の写しの添付が必要)その他の方はカタログギフト申請はできません。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください!

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。

ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>

(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)

令和4年度 徳島県教職員互助組合教育文化舞台公演事業

「小林幸子&東京室内管弦楽団プレミアムコンサート」の御報告

令和5年2月11日（土・祝）あわぎんホールにおいて、抜群の歌唱力を誇る国民的歌手・小林幸子と、95年に及ぶ伝統と実績を持つ東京室内管弦楽団との豪華コラボレーション公演を開催しました。

第1部では東京室内管弦楽団の指揮・編曲を担う三澤慶さんが、わかりやすく軽妙なトークで時に笑いを交えながら音楽へ誘います。なごやかな雰囲気の中、「ニュー・シネマ・パラダイス」「ムーン・リヴァー」などの親しみやすい映画音楽を中心とした楽団の温かく心地良い演奏に、観客は体を揺らしながら聴き入っていました。観客は三澤さんのトーク（キャラクター？）と楽団の心にしみる演奏に魅了され、さらに第2部で誰もが知る歌手・小林幸子さんの歌声が加わるとどうなるのか期待が高まります。

第2部は楽団による「ラ・ラ・ランド」メドレーの演奏で始まり、「雪椿」のイントロが流れる中、いよいよさらびやかな着物姿の小林さんの登場です。芸歴58年の圧巻の歌声に、観客は酔いしれ、盛大な拍手で応えていました。前列のファンとのやりとりや、指揮者の三澤さんとの楽しい掛け合いに、会場は笑顔でいっぱい。小林さんのサービス精神にあふれた人柄が感じられ、素晴らしい歌声と相まって、会場は最高潮の盛り上がり。「おもいで酒」や「もしかして」など往年のヒット曲と管弦楽団の演奏がマッチして、身体全体でハーモニーを感じることができました。アンコールは楽団による「トップガンのテーマ」、小林さんの歌も交えた「千本桜」で締めくくりました。鳴り止まない拍手に、予定時間を超えるパフォーマンスを見せてくれた小林さんと東京室内管弦楽団の皆さん。終演後、観客の皆さんがそれぞれ満足そうに「小林さんの歌声に鳥肌が立った」「楽団の演奏が素晴らしかった」「楽しいコラボレーションだった」と熱を込めて話す声があちこちから聞こえてきていました。



互助組合は組合員の素敵な出会いを応援しています

徳島県教職員互助組合は、2016年7月末に設置された結婚支援のための拠点「とくしまマリッジサポートセンター（略称：マリッサとくしま）」の協賛団体です。当組合員は直接、マリッサとくしまのWEBサイトにアクセスしてイベントユーザー登録および所属企業コードを入力することで、別途、メルマガにより配信される協賛企業・団体員限定のイベントに参加することができます。

★当組合の所属企業コードは「KA0002」です。

★イベント参加時には資格の確認のため、公立学校共済組合員証（健康保険証）をご持参ください。

♥「マリッサとくしま」について

【主な事業】

- ・マッチング：1対1のお見合い（会員登録料 1万円（2年間有効））

互助組合ではマッチング会員登録料の半額を補助しています！

詳しくは互助組合ホームページ内、「独身者交流支援補助金」の項目を御覧ください！！

- ・イベント：出逢いイベントやセミナー等（会員登録料 無料）

- ・マリッサークル（協賛企業・団体従業員限定異種交流会）にも参加できます。

マリッサとくしまのWEBサイトの「イベント」をチェック！

イベント参加時、ユーザー登録が必要です。その際に当組合の所属企業コード「KA0002」を入力してください。

【開所時間等】

- ・場 所：徳島市寺島本町西1丁目5番地（アミコ東館 7階）
- ・開所時間：月曜・火曜・金曜 12:00～20:00
土曜・日曜・祝日 10:00～18:00
（水曜・木曜は休み（祝日の場合は開所）。年末年始は休み）
- ・電話番号：088-656-1002
- ・ファックス：088-656-1008
- ・ホームページ：<https://www.msc-tokushima.jp/>
- ・メー ル：msc@marissa-tokushima.com

移転しました

所属を通さず領収書原本を添付した申請書を互助組合事務局に送るだけ！



「全ての世代が安心して暮らせる持続可能な社会保障制度の確立と教職員が教育に専念できる環境整備を求める陳情署名」へのご協力ありがとうございました。

署名総数(全国) 382,771筆

おかげさまで5,217筆の署名が集まりました。令和4年11月17日、この署名簿を県関係の国会議員7名に渡し、他県の教育関係互助団体とともに皆様の意思をお伝えしました。

互助組合からのお知らせ

カフェテリアプラン助成事業

令和5年度も上限12,000円です！

→任用期間の定めのある組合員の方は18ページも御覧ください。

令和5年度も「カタログギフト」を選択肢に加ええます（カタログギフトも12,000円相当のものです）。

※カタログギフトは、現金給付との併用はできません。

※前年度のカタログギフトの請求はできません。

☆実施要領や様式など詳細は互助組合ホームページに掲載します。必ず最新の様式を御使用ください。

カフェテリアプラン 助成対象一覧表

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの(例)	助成対象でないもの(例)
自己啓発	1	自己啓発のための講座(通信講座)を受講した。	組合員	講座の受講料(通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む)	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもの テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学(通信・夜間・放送大学も含む)で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得(卒業)を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料(講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む) 受験料、免許更新費用(自動車運転免許以外)	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士 等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		自己啓発用の書籍を購入した。		自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費(領収書に書籍名が記載されていない場合、支払内容を明記してください)	漫画・週刊誌・対象が赤ちゃんや幼児向けの本・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・電子辞書・スケジュール帳・名簿・卒業アルバム 等 送料・図書カード・商品券・ポイントで購入した分
	3	自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。		自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもの パソコンソフトの購入費用 (ソフト名を明記してください)	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用、ゲーム類の購入費用、はがき(宛名)作成ソフト ソフトウェア類のレンタル料
健康維持	4	人間ドックを受診した。	組合員	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用(人間ドックの再検査で保険証を利用して受診した分 等)
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。		インフルエンザ予防接種費用(予防接種名の記入)	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用
		インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。		インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸(殺菌・消毒作用が明記されたもの)	ウエットティッシュ全般 風邪薬などの薬を噴射するものなど、予防でないもの、 手指消毒用以外の殺菌・消毒・除菌剤 組合員以外のマスク代(子ども用など)
	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。		各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボウリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング 等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金 のうち飲食料・入浴のみの施設
		スポーツ教室を受講した。		各種スポーツ教室受講料	スポーツ教室の受講料	スポーツ用品・健康器具
		各種スポーツ大会に参加した。		各種スポーツ大会参加料	大会の参加料(大会終了後に申請書を提出してください)	キャンセル料、手数料、大会が開催されなかった場合や参加しなかったときの参加料
介護・育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	組合員又は2親等内の親族	介護ヘルパー・デイサービス代(介護保険サービス適用外の費用)	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品(車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般) 介護保険サービスの適用となる費用
	7	保育所(園)・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代	
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した。	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動(承認書類の写しの添付が必要です)	
	9	芸術・文化鑑賞をした。スポーツ観戦をした。アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等	
		芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用 (購入した作品名を明記してください)	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用、ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料および定額制配信サービス費用
		展覧会などに出席した。囲碁等の大会に参加した。		大会参加料(出展料)	大会参加料(出展料)	応募にかかる郵送料 材料費・運搬費・交通費 公務での出展
	10	旅行をした。(公務出張等に係る旅行は除く)		宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等被扶養者のみの旅行

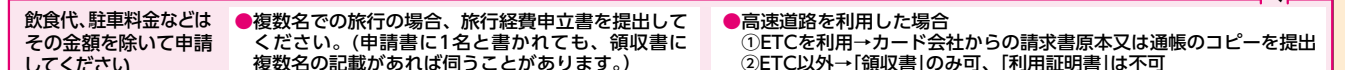
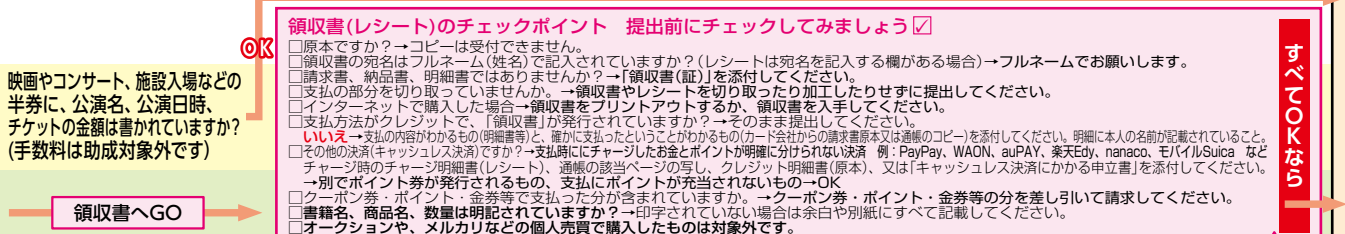
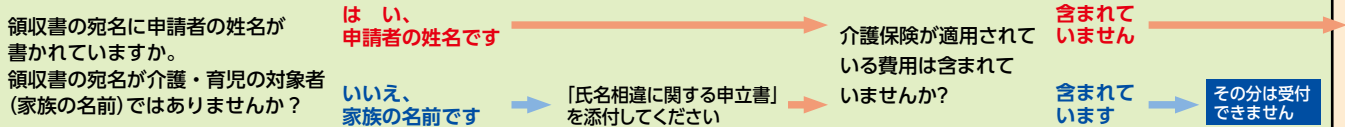
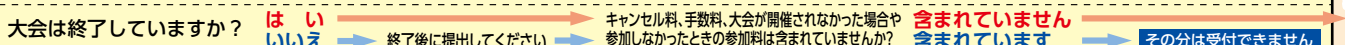
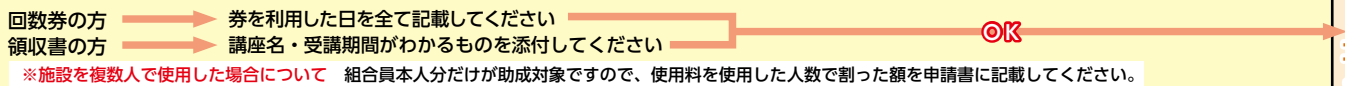
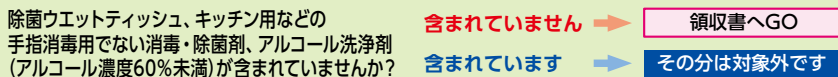
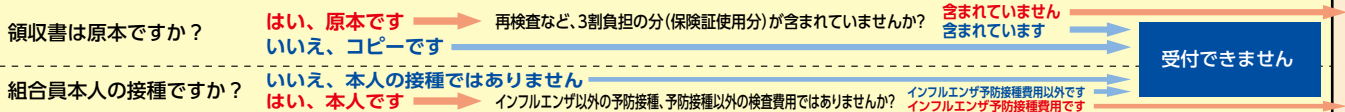
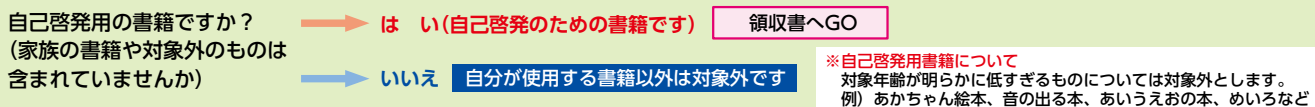
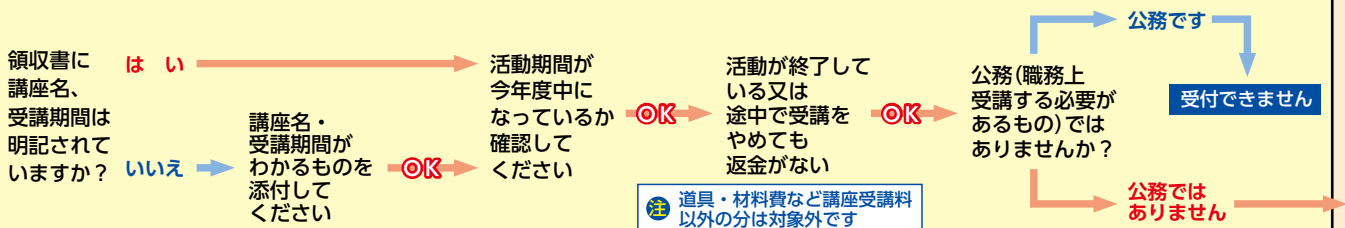
項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象となるもの(例)
その他	11	カタログギフト	組合員	止むを得ず、項目1～10に該当する活動ができない場合に1万2千円相当のカタログギフトを送付する。 (他の項目との重複請求不可) カタログギフト(今年度の冊子名は互助組合ホームページに掲載します。カタログの内容はカタログギフト取扱会社ホームページ等でご確認ください。) [申込について] 年4回(6月、10月、1月、2月)の月末日に申込を締切り(必着)、翌月に組合員の指定した住所にカタログギフト(冊子)を送付します。申込は、当組合ホームページに掲載の様式に必要項目を記入して当組合まで提出してください。 記入必要事項:「申請金額～項目11」の欄以外すべて(個人印、所属印も必要です) [注意事項] ・カタログギフトの当組合への申込の最終締切は毎年度2月末日(必着)です。 ・翌年度に前年度分の請求はできません。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください！

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。
ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp/> (「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)
わからないときはお気軽に互助組合事務局へ！ TEL 088-621-3177

😊 提出前にチェックしてみましょう 😊

スタート まず…カフェテリアプラン、申請できそうですか？ → 無理そうならカタログギフトもあります(申請は2月末日必着) ↑ **ゴール**



次頁のカフェテリアプランもご覧ください

事務担当者より組合員の皆様へ

1年半ぶりに復活したこのコーナー（え？前にあったの知りませんか…）、カフェテリアプラン助成金の申請でちょっと気をつけていただきたいことについて書いていきたいと思います。大部分の申請においてはあまり関係のないことかもしれませんが、組合員の皆様とのやりとりの中で、基本的に押さえておくべきことや最近迷われてるかなーと思うことを書きます。

具体的な内容の前に、1つお願いします。添付書類ですが、申請書に領収書等をクリップで止めたりせず、糊などではすれないように貼り付けてくださいますようお願い申し上げます。その際は領収書等に記載されている文字が見えるように貼り付けてくださればなお助かります。

1. 領収書について

まず基本中の基本4点。

- ・領収書は原本を！
- ・領収書の宛名はフルネーム(姓名)で！
- ・客観的に見て内容がわかりにくいものにはわかる書類を添付！
- ・申請は活動終了後に！マラソン大会、返金の可能性がある講座など

そしてもう1つ、**領収書やレシートは切り取らずに提出**してください。支払いの部分が切り取られている例があります。何で支払われたか確認できませんので、加工せずそのまま提出するようお願いいたします。また、ゴルフや宿泊施設の領収書についても、明細の部分を切り取らずにそのまま御提出ください。

書籍などは領収書ではなくレシート原本でも構いません。領収書を書いてもらって書籍名がない例も見受けられますので御注意を。

アマゾンは明細書ではなく領収書をプリントアウトしてください。領収書が出ない場合はクレジットカード会社からの明細か、代引きなら運送会社の領収書、コンビニ払いならコンビニの領収書を追加で添付してください。

2. 最近よくあるペイ系での支払いについて

〇〇PayやWAON、「ペイ」「QRコード」と記載されているものなど、商品購入時に銀行口座又は現金等でチャージしたものと、ポイントを使用したものが明確に分けられない決済については、銀行口座又は現金（又はクレジット）チャージの明細書の添付をお願いしております。銀行口座又は現金チャージの場合は通帳の該当ページの写しかチャージ明細書（レシート）、クレジットでレシートにチャージの旨が記載されていない場合はクレジット明細書（原本）を添付してください。

万一、チャージ明細書等を紛失した場合は、互助組合ホームページにある様式「キャッシュレス決済にかかる申立書」を添付してください。

3. 公務に関係するもの

自分で払った旅費や講座受講料であっても公務を理由として活動したもの（仕事上行かなければならない、受けなければならないもの）は対象外です。

例：修学旅行関係旅費、防火管理者講習、各種資格試験 など

4. 旅行経費について

*旅行経費で高速道路を利用した場合

- ①ETCを利用→カード会社からの請求書原本又は通帳のコピーを提出
- ②ETC以外→「領収書」のみ可、「利用証明書」は不可

*旅行経費の領収書が複数人となっている場合、領収内容が明らかになっていない場合は申立書も提出してください。（申請書に1名と書かれても、領収書に複数名の記載があれば何うことがあります。また、内訳や明細がない場合で、1名分としては相場より著しく高額な場合もお尋ねすることがあります。）

5. コンサート等の公演チケットについて

基本的にはチケットの半券を貼付してもらうのがいいですが、（購入と公演内容、活動終了が1枚でわかるため）、最近はスマホの画面にチケットを表示させて入場するタイプのものもあります。その場合は、チケット購入者・公演日・公演名・チケット代金がわかる電子チケットのスクリーンショットを印刷していただくか、公演の詳細がわかる資料とクレジットカード会社からの明細など支払ったことがわかるものの添付をお願いします。

チケットではなくコンサートチケット等購入の領収書のみを提出する場合、公演日・公演名・チケットの代金がわかるものを添付するか、記載してください。公演前に提出されても、公演終了後に給付します。

なお、コンサートなどの公演チケット代の発券手数料 システム料などの手数料は対象外（カフェテリアプラン助成金では他の項目においても手数料、送料はすべて対象外）です。

大変お手数をお掛けしますが、スムーズな給付ができますよう、御協力をお願い申し上げます。

御不明の点がございましたらこちらへ↓

ホームページアドレス（半角小文字） <http://www.toku-kyougo.or.jp>
 徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合 Tel 088-621-3177
 （書類送付先）770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
 徳島県教育委員会福利厚生課内 （一財）徳島県教職員互助組合



子どもが生まれて約2か月以内に
育児休業を取得したパパさん、必見です！



令和5年1月から新規事業 「産後パパ育休取得促進助成金」はじめました。

令和4年10月1日に遡って適用しますので、該当の方は所属を通じて請求してください。
様式等は互助組合ホームページからダウンロードできます。

（互）産後パパ育休取得促進助成金の概要（詳細）

1. 目的

男女ともに仕事と育児を両立できるよう、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、令和4年10月から育児休業の取得回数制限が緩和され、柔軟な取得が可能となりました。そこで、男性職員による積極的な育児をさらに後押しするため「産後パパ育休取得促進助成金」を新設します。

2. 助成金の概要

配偶者が出産した男性組合員が育児休業を取得したとき、その子の誕生日から57日間のうちの育児休業取得期間を通算し28日を上限として、共済組合の育児休業手当金と合わせて掛金基礎額相当（30万円上限）になるように助成します。ただし、請求期間のうち土曜・日曜は助成日数に含みません。

3. 対象

配偶者の出産日から57日間にその子にかかる育児休業を取得した互助組合員

4. 請求方法

別添の様式「（互）産後パパ育休取得促進助成金請求書」に請求期間（子の誕生日から57日間のうちの当組合に請求する育児休業期間）がすべて終了後に必要事項を記載のうえ、互助組合まで提出してください。

（注1）育児休業の事実を証する書類（辞令の写し）を添付してください。

（注2）（互）助成金請求期間がすべて終了してから提出してください。

（注3）該当子にかかる請求受付は1回のみです。

（注4）共済組合の育児休業手当金の給付金額によっては当助成金の給付が発生しない場合もあります。

5. 施行年月日

令和5年1月1日

6. 適用

令和4年10月1日以降に取得した育児休業で、子の誕生日から57日間以内に該当する場合は請求できます。

問い合わせ先

徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合 Tel. 088-621-3177
ホームページアドレス（半角小文字） <http://www.toku-kyougo.or.jp>
（書類送付先）770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県教育委員会福利厚生課内 （一財）徳島県教職員互助組合

お知らせ

令和5年度も引き続き

互助組合の貸付利率は年利0.9%です！

★共済組合貸付と同時に互助組合貸付も受けることができます。
「共済組合で借りたけど、少し足りない分を互助組合で…」もOK！

★互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。

既に借りられて償還中の場合で、24回償還する前に違う事由でもう1本借りることはできません。（24回償還後は借替できます。）

★償還は給与からの天引きでラクラク返済！

貸付限度額200万円。
ちょっと資金が必要なとき…
互助組合の貸付を
お忘れなく!!!

申込事由NO.1の生活資金、
自動車購入資金、教育資金
など

…………… 必見! 互助組合の貸付事業についておさらい ……………

★貸付限度額200万円 目的は生活資金のほか、自動車購入資金、教育資金など

★申込事由が「生活資金」なら添付書類不要（但し限度額は100万円かつ償還回数上限72回）

お申込以降の流れ

① お申込 毎月25日(2月と12月は21日)までに互助組合(県教委福利厚生課内)に申込書等(※)を提出してください。

※申込書等提出書類 ①～③は互助組合ホームページの様式集から印刷して必要事項を記入・押印してください。

①～③必須

①申込書 申込者の印、所属長の印が必要です。

②借用証書 金額・住所氏名を記入・押印し、左上に収入印紙(証紙ではありません)を貼付・割印してください。

収入印紙金額	
申込金額	収入印紙金額
5万円から 10万円まで	200円
15万円から 50万円まで	400円
60万円から100万円まで	1000円
110万円から200万円まで	2000円

③貸付保険にかかる個人情報に関する同意書

④申込事由が「生活資金」以外の場合は、添付書類が必要です。

例：「自動車購入資金」の場合の添付書類は請求書、契約書など金額が確認できる書類
詳しくはお問い合わせいただくか、「福利厚生のおしり」に記載しています。

② 申込受付後、事務局で審査・貸付決定

③ 貸付決定通知を申込者に送付(基本的には所属経由)

④ 申込締切の翌月28日に、申込者の給付金の登録口座に送金

⑤ 送金の翌月の給与から貸付償還金の控除を開始

お問い合わせ
書類送付先

TEL 088-621-3177 (「互助組合の貸付」とおっしゃってくださいとスムーズです。)
ホームページアドレス (半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>
〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合